

ポイント有効期限のお知らせ

(JA 総合ポイントサービス会員の皆様へ)

平素は JA 総合ポイントサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
当ポイントサービスでは平成 31 年 3 月末日をもって、下記期間中に獲得したポイントの失効が発生いたしますので、何卒ご容赦頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

【失効となるポイント】

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間で

「JA 山口東総合ポイントサービス ポイントメニュー」の対象となる取引により獲得したポイントのうち、500 ポイントに満たないもの、および事業利用券へ還元されなかったもの。

※すでにキャッシュバック・事業利用券に還元されたポイントは含まれません。

なお、共済事業による付与ポイントは、事業利用券のみでしか還元できませんのでご注意ください。

また、現在のポイントおよび失効するポイントの確認等、詳細につきましては、お手数ですが最寄りの窓口までお問い合わせ頂きますよう、お願いいたします。

(JA 総合ポイント会員規約 第 4 条第 7 項より)

ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から 2 年経過した最初の 3 月末日とします。

平成 31 年 3 月 1 日

山口東農業協同組合 総務課
(総合ポイントサービス担当部署)